

津市空き家有効活用推進事業補助金交付要綱

令和4年3月31日訓第38号

改正 令和5年3月31日訓第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する空き家の利活用を促進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市の区域内に存する住宅又は建築物のうち、現に使用されていない住宅又は建築物をいう。
- (2) リノベーション等 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外にある空き家を住宅（店舗併用住宅等を含む。）として使用する上で、移住者のニーズに応じた多様なライフスタイルを実現するために必要な改修工事（本市の区域内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものに限る。）であって、次に掲げる工事以外のものをいう。
 - ア 建物でない外構工事
 - イ 容易に取り外しができるものを設置する工事
 - ウ 他の公的な制度による補助金若しくは利子補給又は介護保険法（平成9年法律第123号）第45条の規定による居宅介護住宅改修費の支給を受ける場合は、その支給を受ける部分に係る工事
- (3) 家財道具処分 空き家に現存する家具、家電製品、衣類等の搬出及び処分（本市の区域内に本店、支店又は営業所を有する法人又は本市の区域内で事業を営む個人事業者によるものに限る。）をいう。
- (4) 移住者 1年以上本市の区域外に居住している者であって、令和5年4月1日以後に本市に転入届を提出するものをいう。
- (5) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び

第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）をいう。

- (6) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (7) 空き家情報バンク 津市空き家情報バンク実施要綱（平成20年津市訓第67号）第2条第2号に規定する空き家情報バンクをいう。
- (8) 入居者等 所有者等との売買契約により新たに空き家の所有者等となることが決定している活用者又は賃貸借契約により空き家を賃借することが決定している入居者をいう。

（名称）

第3条 第1条の補助金は、「空き家有効活用推進事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 補助金は、リノベーション等又は家財道具処分を実施する者（リノベーション等にあつては第1号から第3号までのいずれかに該当する者、家財道具処分にあつては第4号に該当する者）に対し、リノベーション等又は家財道具処分に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 移住者のうち、リノベーション等の完了後30日以内に転入届を提出する者（リノベーション等により改修された空き家（耐震基準を満たすものに限る。以下同じ。）に10年以上定住する予定の者に限る。）
 - (2) 移住者のうち、転入届を提出した日の翌日から起算して6箇月以内に補助金の交付申請を行う者（リノベーション等により改修された空き家に10年以上定住する予定の者に限る。）
 - (3) 移住者と空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した所有者等
 - (4) 空き家情報バンクを利用して売買契約又は賃貸借契約をした空き家の所有者等又は入居者等であつて、当該売買契約又は賃貸借契約が成立した日から1年を経過していない者（入居者等にあつては、家財道具処分が実施された空き家を5年以上利活用する予定の者に限る。）
- 2 家財道具処分に係る補助金は、同一の空き家についてリノベーション等に係る補助金の交付を受け、又は受ける予定である者に対しては、交付しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、

補助金を交付しないものとする。

- (1) 津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金交付要綱（平成23年津市訓第41号）第3条に規定する補助金又は津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱（平成27年津市訓第67号）第3条に規定する補助金の交付を受け、又は受ける予定である者
- (2) 直系血族、配偶者及び3親等内の親族と空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した者
- (3) リノベーション等に係る空き家を転入前から所有している移住者（転入に当たり当該空き家の所有権を取得した者を除く。）

（補助金の額等）

第5条 リノベーション等に係る補助金は、リノベーション等に要する費用に3分の1を乗じて得た額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 家財道具処分に係る補助金は、家財道具処分に要する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

3 前2項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、リノベーション等にあつては当該リノベーション等に着手する日の10日前、家財道具処分にあつては当該家財道具処分に着手する日の前日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) リノベーション等 次に掲げる書類

ア リノベーション等工事見積書

イ リノベーション等の内容が分かる図面

ウ 耐震基準を満たすことを確認できる書類

エ 本市の区域外に居住していることを証明する書類（移住者のうち転入前の申請の場合に限る。）

オ 住民票の写し（移住者のうち転入後の申請の場合に限る。）

カ 不動産登記事項証明書（登記事項要約書を含む。）

キ 移住者との契約書の写し（所有者等がリノベーション等を行う場合に限る。）

ク 誓約書

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財道具処分 次に掲げる書類

ア 家財道具処分費見積書

イ 家財道具処分前の写真

ウ 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

エ 誓約書（入居者等の場合に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、リノベーション等又は家財道具処分が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) リノベーション等 次に掲げる書類

ア 移住者の転入を証する書類（移住者のうち転入前の申請の場合に限る。）

イ 工事請負契約書の写し

ウ リノベーション等に要した費用の領収書の写し

エ リノベーション等の施行前及び施行後の写真

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財道具処分 次に掲げる書類

ア 委託契約書等の写し

イ 家財道具処分に要した費用の領収書の写し

ウ 家財道具処分後の写真

エ その他市長が必要と認める書類

（検査）

第9条 市長は、補助金の適正な交付のため必要があると認める場合には、リノベーション等又は家財道具処分の現場に立ち入り、検査を行うことができる。

（財産の処分制限）

第10条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助金（家財道具処

分に係る補助金を除く。)の交付の決定に係る通知を受けた日から起算して
10年を経過した日とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓第20号)

この訓は、令和5年4月1日から施行する。